

各社の提出先

＜キョーマン各社の提出先＞  
 シェアードセンター給与G 経由  
 → 健康保険組合着  
 ＜キョーマン各社以外の提出先＞  
 各社経由 → 健康保険組合着

**【健康保険の被扶養者の認定】**には、申請対象者が「主としてその被保険者により生計を維持するもの」であること、また、被保険者との続柄、同居・別居、国内居住などの要件を満たしているか等の確認が必要です。

収入は130万円未満であることは必須です（※対象者が60歳以上または障害者の場合は、180万円未満）

**キョーマン健康保険「被扶養者認定申請」のための主な提出書類一覧**

提出該当者	確認したいこと	提出書類
全員	対象者と申請事由	被扶養者変更届（認定申請用）
	喪失の事実	健康保険資格喪失証明書（国民健康保険の場合は保険証のコピー）
被保険者と同居	続柄・国内居住・同居の事実	世帯全員の住民票（続柄記載のもの・マイナンバー無しのもの）
被保険者と別居	続柄・国内居住	対象者の住民票及び戸籍謄本（続柄記載のもの・マイナンバー無しのもの）
18歳以上 全員	現況	扶養現況報告書
18歳以上 学生	学生	在学証明書
18歳以上 収入がない人	無収入	非課税証明書 1/1住民票のある市区町村役場で発行してもらう （前年の）収入と所得がわかる証明書
年金受給者	受給額・期間	年金受給者 老齢年金 遺族年金 障害年金 直近の年金額改定通知書の表裏の両面コピー - 直近の年金振込通知書の表裏の両面コピー -
18歳以上 収入があった人 （年金以外）	収入額	所得証明書 1/1住民票のある市区町村役場で発行してもらう （前年の）収入と所得がわかる証明書
		給与・賞与の源泉徴収票（1月～現在まで） （給与や年金以外の収入がある場合） 確定申告書のコピー -
		（別居の被保険者から仕送りがある場合） 預金通帳のコピー -
		（雇用保険を受給していた場合） 雇用保険受給資格者証の表・裏の両面コピー - 顔写真が載っているもの
	収入が無くなった事実	（雇用保険に加入していたが退職後受給しない場合） 雇用保険被保険者離職票1 および 離職票2のコピー ◎（雇用保険未加入であった場合） 離職票未発行証明書 （自営業をやめた場合） 廃業届
収入金額が130万円未満であっても雇用保険受給中（日額3612円以上）は、健康保険の被扶養者にはなりません。市役所で国民健康保険への加入手続きをしてください。 ※20歳以上60歳未満の方は、国民年金第1号への加入手続きもお願いします。		

・年金や失業給付金なども含め、全ての収入が対象になります。

状況により、上記以外の書類をお願いすることもあります。

但し、ご提出いただいても扶養認定できない場合もありますので、ご了承ください。

・20歳以上60歳未満の配偶者を扶養にした場合は

「国民年金第3号被保険者該当届」を社会保険担当課に提出してください。

◎雇用保険に加入していないときや離職票が交付されていない場合に勤めていた会社で証明書をもらってください。